

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から54年8月まで

昭和53年4月に就職したA店は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、各自で国民年金に加入するよう店主から言われた。同月、B町役場で加入手続をして定期的に保険料を納付した。申立期間が未加入、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の店主から国民年金に加入するよう勧められ手続を行ったと述べているところ、店主及びその妻は申立期間を含めて国民年金に加入した形跡が見当たらず、申立人と同時期に勤務していた大部分の同僚は、申立期間について国民年金には未加入であり、国民年金保険料の納付が確認できた同僚は、店主から国民年金の加入を勧められた事実無く、自らの意思で国民年金の加入手続を行ったと証言していることから、申立期間の保険料納付の事実を推認することは困難である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和55年4月20日と記載されており、オンライン記録及びB町の国民年金被保険者名簿の資格取得年月日と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、申立人に対して同町役場から国民年金保険料の徴収は行われなかったものと推認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成元年 6 月まで

昭和63年12月に離婚してA市に戻った時も同市役所で国民年金保険料を支払っていた。未納期間があり、まとめて同市役所の窓口で支払った記憶もある。B市に転居後も口座振替の手続きをし、同市役所で未納があると言われたため、まとめて支払った。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、離婚後にA市に転居し、同市では、毎月、納付書で納付していたと述べているが、オンライン記録によると、申立人の住所は、平成3年5月頃に離婚前の住所地であるC市からB市に変更されており、A市における国民年金への加入の事実が確認できない上、同市役所に確認したところ、申立期間中、本籍は同市に登録があるものの住民登録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市役所の窓口で納付した記憶もあると述べているが、同市では申立期間当時、国民年金保険料の窓口領収を行っていないことから、申立内容が不合理である。

さらに、申立人は、B市に転居後も未納期間があり、まとめて納付したと述べているところ、オンライン記録によると、申立期間直後の平成元年7月及び8月の国民年金保険料が3年8月30日に過年度納付されていることが確認でき、その時期を基準にすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明で

ある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで
加入手続はA銀行で行ったと思っているが、はっきりしない。申立期間の保険料は、そのとき、まとめて同行B支店で納付したはずである。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年5月頃に払い出されており、同年4月6日に任意加入被保険者として資格を取得している上、申立人の夫は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことから、制度上、当該期間を遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間は未加入期間となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は現在所持している年金手帳以外に交付を受けた記憶は無いと述べており、当該年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者となった日が昭和54年4月6日、被保険者の種別が任意と記載されていることから、申立人は当該時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から27年9月1日まで
昭和25年9月に高校の先輩が経営するA社に入社した。私より1か月か2か月前に入社した同僚が、入社と同時期から厚生年金保険に加入しているのに、私は27年9月からの加入となっており納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の業務に関する具体的な陳述内容から、申立人は、期間の特定はできないものの、A社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人と同時期にA社に入社した2人の同僚のうち1人については、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日の昭和27年9月1日となっている上、26年4月以降に入社したとする3人の同僚についても入社時期と厚生年金保険の資格取得日が異なっていることから、同社は、全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社は、平成5年10月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 17 日から 45 年 1 月頃まで
昭和 42 年 9 月 23 日から 45 年 1 月頃まで、A社に在籍し、B社に派遣されサッシ材の切断の仕事をしており、当時、知人のC氏が一緒に仕事をしていました。ねんきん定期便が来た時に、同氏は、「D君は、私より1年6か月位遅く退職した。」と言っていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても継続してA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間にA社で勤務していた同僚のうち、連絡が取れた18人に文書照会をしたところ、12人から回答があったが、申立人を知っていると回答した者はいない上、当該事業所は、平成15年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚のC氏の現在の連絡先は不明としており、オンライン記録によれば、当該同僚は、A社における厚生年金保険被保険者資格を昭和43年5月21日に喪失している上、連絡先を確認することができないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除についての供述を得ることができない。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、健康保険の被保険者証が昭和43年7月23日に返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から39年11月26日まで
A社を退職後、失業保険をもらいながら仕事を探し就職した。脱退手当金をもらった記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和39年12月24日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月17日から32年12月14日まで
当時、祖父がA県で入院しており、看病のため会社を退職した。昭和33年3月にはB県に戻り、自宅で祖父の看病をしていた。脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年3月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後50名の女性のうち、受給資格がある34名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、26名に脱退手当金の支給記録があり、うち24名が約6か月以内に支給決定されている上、脱退手当金支給決定日が同一となっているものが複数散見されることから、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。